

水質汚濁防止法に係る 届出の手引き

令和8年3月

沖縄県

環境部環境保全課

目次

第1 水質汚濁防止法の概要

1 水質汚濁防止法の目的	1
2 用語の定義	1
3 事業者の義務	3
4 適用除外	4

第2 届出

1 届出の種類	9
2 届出に必要な書類	10
3 提出先	11
4 届出の流れ	12
5 届出後の注意	12

第3 排水基準

1 一律排水基準	22
(1) 人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質(有害物質)	24
(2) 生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの	25
(3) 暫定排水基準	26
(4) 窒素・燐に係る排水基準適用海域及び湖沼	29
2 上乘せ排水基準	30
(1) 海域	30
ア 中城湾海域	
イ 与勝海域	
ウ 金武湾海域	
エ 名護湾海域	
オ 那覇港湾海域	
(2) 河川	32
ア 国場川水域	
イ 比謝川水域	
ウ 天願川水域	
エ 羽地大川水域	
オ 我部祖河川水域	
カ 報得川水域	
キ 源河川水域	
ク 平南川水域	
ケ 大保川水域	
3 特定地下浸透水	38

第4 有害物質使用特定施設等に係る規制

1	構造基準の適用範囲	39
2	本体に関する基準	40
3	床面に関する基準	41
4	配管に関する基準	41
5	構造基準及び定期点検の方法の整理表	43

第5 記入要領及び記入例

1	記入要領	
	(法第5条第1項の規定(有害物質の使用なし)による)	47
	設置届出の場合の記入要領	
	(法第5条第1項の規定(有害物質使用特定施設)による)	54
	設置届出の場合の記入要領	
2	記入例	
	(養豚)	62
	(養豚排水無し)	70
	(食品工場)	79
	(旅館業)	87
	(旅館業(一棟貸しなどの小規模な旅館業))	95
	(ガソリンスタンド等に設置される自動車両洗浄機)	105
	(病院)	113
	(研究施設・下水道接続)	131
	(使用廃止届出書)	142
	(氏名等変更届出書)	143
	(承継届出書)	145

様式		147
----	--	-----

第1 水質汚濁防止法の概要

1 水質汚濁防止法（以下、「法」という。）の目的

この法律は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の汚濁の防止を図り、国民の健康を保護し、生活環境を保全すること及び、工場廃液等による人の健康への被害が生じた場合における損害賠償の責任について定め、被害者の保護を図ることの大きく分けて二点を目的としています。

2 用語の定義

(1) 公共用水域

「公共用水域」とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路のことで、地下水や終末処理場に接続する下水道などは含みません。

(2) 特定施設

「特定施設」とは有害物質や生活環境に係る被害を生じるおそれがある汚水又は廃液を排出する施設で、水質汚濁防止法施行令（以下、「政令」という。）で定めるものをいいます。詳細は13ページから21ページの表5をご覧ください。

(3) 有害物質

有害物質とは、カドミウムなど人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるものをいいます。詳細は5ページの表1をご覧ください。

(4) 生活環境項目

生活環境項目とは、化学的酸素要求量（COD）その他水の汚染状態（熱によるものを含み、有害物質を除く）を示す項目として政令で定めるものをいいます。詳細は6ページの表2をご覧ください。

(5) 指定物質

指定物質とは、公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質（油を除く）として政令で定めるものをいいます。詳細は6ページから7ページの表3をご覧ください。

(6) 有害物質使用特定施設

特定施設のうち、その施設において有害物質の製造、使用又は処理を目的とする施設のことをいいます。

（例）有害物質を含む試薬等を使用した器具等の洗浄施設、有害物質を含む排

(7) 指定施設

「指定施設」とは、有害物質を貯蔵若しくは使用する施設、又は有害物質及び指定物質を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設のことをいいます。

指定物質の貯蔵施設については設置時に届出等を行う義務はありませんが、施設の破損等の事故が発生し、指定物質を含む水が当該指定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは直ちに応急の措置を講じ、都道府県知事に報告する義務が課せられています。

(例) 化学薬品（有害物質又は指定物質を含む液体）を保管するタンク等

(8) 有害物質貯蔵指定施設

「有害物質貯蔵指定施設」とは、指定施設のうち、有害物質を含む液状のものを貯蔵する指定施設のことをいいます。有害物質貯蔵指定施設を設置する場合は届出の義務があります。

(例) 有害物質を含む液体の貯蔵タンク等

(9) 貯油施設等

「貯油施設」とは、重油、原油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油、動植物油（以下「油」という）を貯蔵し、又は油を含む水を処理する施設で、特定施設以外のものをいいます。貯油施設については、設置時に届出等を行う義務はありませんが、指定施設と同様に事故等が発生した際は応急の措置を講じ、都道府県知事に報告する義務が課せられています。

(10) 排水

「排水」とは、特定施設を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という）から公共用水域に排出される水のことをいいます。ここでいう排水には、特定施設から排出される汚水又は廃液とこれを処理したものだけでなく、雨水や事務所のトイレからの排水など、特定施設以外の施設から排出される水を含みます。

(11) 汚水等

「汚水等」とは、特定施設から排出される汚水又は廃液のことをいいます。

(12) 特定地下浸透水

「特定地下浸透水」とは、有害物質使用特定施設を設置する特定事業場から地下に浸透する水で、有害物質使用特定施設にかかる汚水等（これを処理したものを含む）を含むものをいいます。

3 事業者の義務

法に定められた特定施設を設置し、公共用水域に排出水を排出する又は地下に特定地下浸透水を地下に浸透させる事業者等に対しては、次のような義務が課せられます。また、命令等に従わない場合は、罰則がかかります。罰則等の詳細は7ページから8ページの表4をご覧ください。

(1) 届出（法第5条、6条、7条、10条、11条、14条）

工場又は事業場から水を排出する者は、特定施設や有害物質貯蔵指定施設を設置しようとするとき、又は届出を行った特定施設の構造等を変更する場合等は、あらかじめ県知事（那覇市においては那覇市長）に届け出なければなりません。届出の詳細については「第2 届出」をご覧ください。

(2) 実施の制限（法第9条第1項）

法第5条の規定による特定施設等の設置の届出又は法第7条の規定による特定施設の構造等の変更届出を行った者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、その届出に係る特定施設の設置等を行うことはできません。

(3) 排水基準の順守（法第12条）

特定事業場から排出水を公共用水域に排出する者は、排水口において排水基準に適合しない排出水を排出してはいけません。

排水基準には全ての水域について一律に適用される一律排水基準と、一律排水基準では保全が困難な水域において地方公共団体が条例により設定する上乘せ排水基準があります。詳細については「第3 排水基準」をご覧ください。

(4) 特定地下浸透水の地下浸透禁止（法第12条の3）

有害物質使用特定施設から水を排出する者は、有害物質を含む特定地下浸透水を浸透させてはいけません。「浸透」とは、自己の管理の及ばない地下に出すことをいい、意図的な地下への浸透行為のほか、施設の破損等といった非意図的な原因による地下への浸透も禁止されています。

(5) 有害物質使用特定施設等に係る構造基準等の遵守（法第12条の4）

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は有害物質を含む水が地下へ浸透することを防ぐため、構造、設備及び使用の方法に関する基準を遵守しなければなりません。詳細については「第3 排水基準」をご覧ください。

(6) 排出水・地下浸透水の汚染状態の測定・記録等（法第14条第1項）

排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者は、排出水等の汚染状態を測定し、その結果を記録し、保存しなければなりません。詳細については「第

3 「排水基準」をご覧ください。

(7) 特定有害物質使用特定施設等の構造の点検等（法第 14 条第 15 項）

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を、定期に点検し、その結果を記録し、保存しなければなりません。詳細については「第 3 「排水基準」」をご覧ください。

(8) 事故時の措置（法第 14 条の 2 第 1 項、第 2 項及び第 3 項）

特定施設、指定施設、貯油施設等において破損等の事故が発生し、有害物質等を含む水などが公共用水域に流出又は地下に浸透したことにより、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに水の排出防止又は地下浸透の防止のための応急措置を講ずるとともに、速やかに事故の状況及び講じた措置の概要を届け出なければなりません

詳細については「第 2 「届出」」をご覧ください。

(9) 事業者の責務（第 14 条の 4）

事業者（事業活動を行う者一般が対象）は、排出水の排出の規制等に関する措置のほか、その事業活動に伴う汚水又は廃液の公共用水域への排出又は地下への浸透の状況を把握するとともに、当該汚水 又は廃液による公共用水域又は地下水の水質の汚濁の防止のために必要な措置を講じなければなりません。

4 適用除外

鉱山保安法、電気事業法及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づき設置するものは、水質汚濁防止法での届出は必要ないとされています（法第 23 条）。しかし、それらの施設についても水質汚濁防止法上の排水規制等は適用されるほか、水質の汚濁が生じるおそれがある場合、都道府県知事はそれらの法律を所管する行政機関の長（沖縄県では那覇産業保安監督事務所長及び沖縄総合事務局長）に措置を執るよう要請することや、行政機関の長と協議の上で水質汚濁防止法による命令を行うことも可能です。

表1 有害物質

一	カドミウム及びその化合物
二	シアン化合物
三	有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPNに限る）
四	鉛及びその化合物
五	六価クロム化合物
六	砒素及びその化合物
七	水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物
八	ポリ塩化ビフェニル
九	トリクロロエチレン
十	テトラクロロエチレン
十一	ジクロロメタン
十二	四塩化炭素
十三	1,2-ジクロロエタン
十四	1,1-ジクロロエチレン
十五	1,2-ジクロロエチレン
十六	1,1,1-トリクロロエタン
十七	1,1,2-トリクロロエタン
十八	1,3-ジクロロプロペン
十九	チウラム
二十	シマジン
二十一	チオベンカルブ
二十二	ベンゼン
二十三	セレン及びその化合物
二十四	ほう素及びその化合物
二十五	ふっ素及びその化合物
二十六	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
二十七	塩化ビニルモノマー
二十八	1,4-ジオキサン

表2 生活環境項目

一	水素イオン濃度
二	生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量
三	浮遊物質量
四	ノルマルヘキサン抽出物質含有量
五	フェノール類含有量
六	銅含有量
七	亜鉛含有量
八	溶解性鉄含有量
九	溶解性マンガン含有量
十	クロム含有量
十一	大腸菌数
十二	窒素又は燐の含有量

表3 指定物質

一	ホルムアルデヒド	三十一	プロピザミド
二	ヒドラジン	三十二	クロロタロニル(TPN)
三	ヒドロキシルアミン	三十三	フェニトロチオン(MEP)
四	過酸化水素	三十四	イプロベンホス(IBP)
五	塩化水素	三十五	イソプロチオラン
六	水酸化ナトリウム	三十六	ダイアジノン
七	アクリロニトリル	三十七	イソキサチオン
八	水酸化カリウム	三十八	クロルニトロフェン
九	アクリルアミド	三十九	クロルピリホス
十	アクリル酸	四十	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)
十一	次亜塩素酸ナトリウム	四十一	アラニカルブ
十二	二硫化炭素	四十二	クロルデン
十三	酢酸エチル	四十三	臭素
十四	メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)	四十四	アルミニウム及びその化合物
十五	硫酸	四十五	ニッケル及びその化合物
十六	ホスゲン	四十六	モリブデン及びその化合物
十七	1,2-ジクロロプロパン	四十七	アンチモン及びその化合物
十八	クロルスルホン酸	四十八	塩素酸及びその塩
十九	塩化チオニル	四十九	臭素酸及びその塩
二十	クロロホルム	五十	クロム及びその化合物 (Cr(VI)を除く)
二十一	硫酸ジメチル	五十一	マンガン及びその化合物

二十二	クロルピクリン	五十二	鉄及びその化合物
二十三	ジクロルボス (DDVP)	五十三	銅及びその化合物
二十四	オキシデプロホス	五十四	亜鉛及びその化合物
二十五	トルエン	五十五	フェノール類及びその塩
二十六	エピクロロヒドリン	五十六	ヘキサメチレンテトラミン
二十七	スチレン	五十七	アニリン
二十八	キシレン	五十八	ペルフルオロオクタン酸（別名 PFOA）及びその塩
二十九	パラ-ジクロロベンゼン	五十九	ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名 PFOS）及びその塩
三十	フェノブカルブ (BMPC)	六十	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩

表4 罰則一覧

条文	適用	罰則の内容
第30条	以下の命令に違反した者 <ul style="list-style-type: none"> 排水基準、特定地下浸透水の基準及び構造基準等に係る計画変更命令（法第8条及び第8条の2） 排水基準等に係る改善命令（第13条第1項、第13条の2第1項又は第13条の3第1項） 構造基準等に係る改善命令（第十三条の三第一項） 地下水浄化措置命令（法第14条の3第1項又は同条第2項） 	一年以下の拘禁刑 又は百万円以下の罰金
第31条	<ul style="list-style-type: none"> 排水基準に適合しない水を排出した者（法第12条第1項） 事故時の応急措置命令又は緊急時の措置命令に違反した者（第14条の2第4項又は第18条） 	六月以下の拘禁刑 又は五十万円以下の罰金 ※過失により法第12条第1項に違反した場合は、三月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金
第32条	以下の届出をしなかった者、又は虚偽の届出をした者 <ul style="list-style-type: none"> 特定施設等の設置の届出（法第5条） 特定施設等の構造等の変更の届出（法第7条） 	三月以下の拘禁刑 又は三十万円以下の罰金に処する。

条文	適用	罰則の内容
第 33 条	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用届出をせず、又は虚偽の届出をした者（法第 6 条） ・ 工事の実施制限に違反した者（法第 9 条第 1 項） ・ 排水水等の汚染状態の測定及び記録並びに構造・使用基準に係る点検結果の記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者（法第 14 条第 1 項、第 2 項又は第 5 項） ・ 法に基づき都道府県知事から求められた報告をせず、もしくは虚偽の報告をした者（法第 22 条第 1 項又は第 2 項） ・ 法第 22 条第 1 項による検査を拒み、妨げ、もしくは忌避した者 	三十万円以下の罰金
第 35 条	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名等の変更届、施設の廃止届、承継届をせず、又は虚偽の届出をした者 	十万円以下の過料